

松田町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第6期
計画

計画期間 平成27年度～29年度

概要版

介護保険法の改正

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)」に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)が改正されました。介護保険制度の改正は、「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的としており、その主な内容は次のとおりです。

1 地域包括ケアシステムの構築	①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③地域ケア会議の推進 ④生活支援サービスの充実・強化 ⑤介護予防の推進 ⑥地域包括支援センターの機能強化
2 介護サービスの効率化・重点化	①介護予防給付(訪問・通所介護)の地域支援事業への移行 ②特別養護老人ホームの中重度者への重点化
3 介護保険料の負担の抑制	①低所得者の第1号保険料の軽減強化等
4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し	①一定以上所得者の利用者負担の見直し ②補足給付の見直し

計画の目的

◆松田町に住むすべての高齢者が、安心して暮らせるよう総合的な施策を着実に推進するとともに介護保険給付の円滑な実施を図る目的で策定しました。

法令などの根拠

◆老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画(老人福祉計画)」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する高齢者の福祉に関する総合的な計画です。

計画の期間

◆本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3年間の計画です。平成37年度までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

第6期計画の概要(体系)

基本理念

基本目標

基本施策

元気あふれ心かよふ 長寿を喜ぶまち 松田

住み慣れた地域で生活を支える地域包括ケアシステムの構築

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (5) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者の尊厳を支える取り組みの推進

- (1) 認知症高齢者支援
- (2) 介護者支援
- (3) 高齢者の虐待防止・権利擁護の推進

介護が必要になっても安心して暮らせる介護保険サービスの充実

- (1) 介護保険制度の円滑な運営と低所得者対策の推進
- (2) 介護保険サービスの質の向上

高齢者が生きがいを持ち健康で活躍できる地域の実現

- (1) 保健サービスの提供
- (2) 生きがいづくり・生涯学習
- (3) 地域とのつながり・地域との連携
- (4) 就労機会の確保
- (5) 社会参加・ボランティア活動の推進

高齢者が明るく安心して暮らせる地域の実現

- (1) 福祉のまちづくり
- (2) 生活上の安全対策
- (3) 避難行動要配慮者対策の推進

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

地域支援事業において、平成27年度から、介護予防・日常生活支援総合事業をスタートさせ、生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。

◆生活支援体制整備事業として、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進し、生活支援等サービスの提供体制を構築します。

- ニーズに合った多様なサービス
- 住民主体、NPO、民間企業等、多様な主体によるサービス提供
- (・地域サロンの開催
・見守り、安否確認
・外出支援 ・家事支援
・介護者支援 など)

◆高齢者の社会参加 生活支援の担い手としての社会参加

- 現役時の能力を生かした活動
- 関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
- (・一般就労・趣味・介護
・福祉以外のボランティア など)